

裁 判 所	東京高等裁判所
事 件 番 号	令和2年（行コ）第260号
事 件 名	過誤納金返還等請求控訴事件
判決年月日	令和3年9月30日
判 示 事 項	<p>1 租税特別措置法施行令3条の2の2第27項（平成27年政令第148号による改正前のもの）において利子受領者確認書の提出期限を利子の支払をした日の属する月の翌月末日までと定めたことは、租税特別措置法6条7項及び13項（7項については平成22年法律第6号による改正前のもの、13項については令和3年法律第11号による改正前のもの）の委任の範囲を逸脱するものか（消極）</p> <p>2 租税特別措置法施行令3条の2の2第27項（平成27年政令第148号による改正前のもの）所定の利子受領者確認書の提出期限は、非課税規定である租税特別措置法6条7項（平成22年法律第6号による改正前のもの）の適用要件か（積極）</p>
判 決 要 旨	<p>1 租税特別措置法施行令3条の2の2第27項（平成27年政令第148号による改正前のもの）において利子受領者確認書の提出期限を利子の支払をした日の属する月の翌月末日までと定めたことは、租税特別措置法6条7項及び13項（7項については平成22年法律第6号による改正前のもの、13項については令和3年法律第11号による改正前のもの）の委任の範囲を逸脱するものではない。</p> <p>2 租税特別措置法施行令3条の2の2第27項（平成27年政令第148号による改正前のもの）所定の利子受領者確認書の提出期限は、非課税規定である租税特別措置法6条7項（平成22年法律第6号による改正前のもの）の適用要件である。</p>
事案の概要	<p>本件は、A株式会社が平成17年2月24日にアメリカ合衆国で発行した額面総額8億5000万米ドルの社債について、A株式会社を平成24年4月1日に吸収合併したX株式会社が、平成25年4月15日から平成27年4月15日までの間の各利払日（計5日）に利子を支払ったところ、処分行政庁から、当該各利子のうち非居住者又は外国法人に対して支払ったものについて、源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税（以下「源泉所得税等」という。）が納付されていないなどとして、各納税告知処分（以下「本件各納税告知処分」という。）及び本件各納税告知処分に係る不納付加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各納税告知処分と併せて「本件各納税告知処分等」という。）を受けたことから、本件各納税告知処分の</p>

全部及び本件各賦課決定処分の一部の取消しを求めるとともに、本件各納税告知処分等に基づいてした源泉所得税等の本税、不納付加算税の一部及び延滞税の納付等は法律上の原因なくして行われたものであるとして、これらの金員及びそれに対する還付加算金の支払を求めた事案である。

訟務月報

68巻6号